

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を協力を推進するとともに、高付加価値の産業・人材を惹きつける環境を整備し、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することにより、一層国際競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 アジア諸都市の台頭により、外資系企業の地域統括拠点数、世界都市ランキング等の指標において、我が国の大都市がシンガポール、香港等に劣後してきている中、我が国大都市の国際競争力を強化することが急務である。</p> <p>このような状況の中、国全体の成長を牽引する大都市について、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、国際競争力等に資する優良な民間都市開発事業を促進しているところである。このため、大都市の優良な民間都市開発事業については、これまで一定の進捗を見ているが、国際競争力向上のいわば必要条件であり、それだけで国際競争力の向上を実現することは困難である。</p> <p>今後は、大都市の優良な民間都市開発事業の支援に加えて、地理的不利等を補うため、高付加価値の産業・人材を惹きつけることのできる環境として、外国人の生活機能をサポートする外国語対応医療施設整備運営事業、外国語対応教育施設整備運営事業や、ビジネスのサポートに資する国際会議等用施設整備運営事業、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ整備運営事業を促進していく必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上 ○「国家戦略特区」の活用等による国際都市に向けた環境整備 『国際的な企業活動に関わる一定の地域において、海外からの優れた人材が快適に生活できるよう外国人向け医療施設や教育機関の充実などの環境整備を促進する』</p>
	政策の達成目標	<p>我が国の活力の源泉である大都市について、特定都市再生緊急整備地域において外国語対応医療施設等の整備運営を推進することにより、都市の魅力を高め、国際競争力の強化を図る。</p> <p><2020 年までに整備すべき施設数の目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語対応医療施設数 297 施設 ・外国語対応教育施設数 14 施設 ・国際会議等用施設 101 施設 ・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 11 施設
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	<p>我が国の活力の源泉である大都市について、特定都市再生緊急整備地域において外国語対応医療施設等整備運営事業を推進することにより、都市の魅力を高め、国際競争力の強化を図る。</p> <p><2015 年までに整備すべき目標値></p> <p>（2020 までの目標数から、1 年あたりの必要数を求めて算出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語対応医療施設数 85 施設 ・外国語対応教育施設数 4 施設 ・国際会議等用施設 29 施設 ・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 3 施設
政策目標の達成状況	<p><2012 年時点での各施設数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語対応医療施設数 41 施設 ・外国語対応教育施設数 30 施設 ・国際会議等用施設 201 施設 ・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 1 施設 	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（適用件数） 平成 26 年度：法人税 60 件</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置を創設し、高付加価値の産業・人材を惹きつける環境を整備することにより、特定都市再生緊急整備地域において海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点が形成され、一層国際競争力の強化を図ることができる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業 （平成 26 年度要求額：8 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、特定都市再生緊急整備地域において海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点が形成され、一層国際競争力の強化を図るものである。</p>

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に記載される外国人対応医療施設等の整備運営事業者に限って適用されるものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。</p>
	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>—</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>